

## ■クーリング・オフできる取引一覧

取引内容(根拠法)	適用対象	期間
訪問販売 (特定商取引法)	店舗外での原則すべての商品・役務の取引 販売員が家庭や勤務先を訪問し勧誘する取引。キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法(店舗での契約を含む)、短期の展示販売も対象になる。	8日間
電話勧誘販売 (特定商取引法)	電話勧誘による原則すべての商品・役務の取引	8日間
連鎖販売取引 (特定商取引法)	マルチ商法(連鎖的に販売組織を拡大する商法) (店舗での契約を含む)	20日間
業務提供誘引販売取引 (特定商取引法)	内職商法、モニター商法 (店舗での契約を含む)	20日間
特定継続的役務提供 (特定商取引法)	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約 (店舗での契約を含む)	8日間
訪問購入 (特定商取引法)	店舗外での原則すべての商品・役務を消費者から買い取る取引	8日間
生命・損害保険契約 (保険業法)	店舗外での契約期間1年を超える生命保険・損害保険契約	8日間
その他の クーリング・オフ制度 のある契約	店舗外での宅地建物取引	8日間
	預託取引(現物まがい)	14日間
	投資顧問契約	10日間
	不動産特定共同事業契約	8日間
	ゴルフ会員権契約	8日間
	冠婚葬祭互助会契約	8日間

※クーリング・オフ期間は、「法定の契約書面を受け取った日」および「クーリング・オフの通知の発信日」のいずれも当日を含みます。

※海外商品先物取引は、クーリング・オフとは異なりますが、契約から14日間は、業者が顧客の注文を受けられないため、その期間内は解約可能です。

**詳しくは消費生活相談室にご相談ください。**